

各種申請書等の押印廃止の取扱いについて

かねてより、国において書面・押印・対面を前提とした各種手続きの制度・慣行の見直しをされており、その一環として各種申請書や健保発行文書の押印（公印）について、届出書類・発行文書等の一部を除き、「押印（公印）を廃止（省略）」といたします。

これにより、新年度より順次、各種様式（届出書）の押印欄を廃止してまいりますので下記ご参照のうえ、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

《各種申請用紙について》

旧様式を引き続きご使用いただく事も可能ですが、旧様式ご使用の際は、HPに掲載の新様式を参考にいただき、新様式に押印欄が無い書式については省略していただけます。（押印してしまった場合でも、申請書としてそのままご提出いただいても問題ありません。）

尚、一部書式については継続して押印欄を設け、「押印必須」となっておりますので、ご注意願います。

《健保組合発行書類(文書)等について》

各種ご案内文書等については、基本的に〔公印省略〕とさせていただきますが、健康保険料や給付に関する通知書・証明書等は引き続き公印を用います。